南城市国保被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来で、 「国民健康保険資格証明書」を提示した場合は、 3割または2割負担で保険診療を受けることができます。

- 令和2年3月現在、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合には、帰国者・接触者相談センター(098-889-6591)に相談の上、指定された帰国者・接触者外来(保険医療機関)を受診することになります。
- 帰国者・接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、資格証明書を被保険者証とみなして</u>取り扱います。 (帰国者・接触者外来の窓口で支払う医療費が3割または2割となります。※70~74歳までの自己負担は所得に応じて判断されます。)
- 〇 そのため<mark>帰国者・接触者外来を受診する際</mark>は、市町村の窓 口へ納付相談等のためにお越しになる必要はありません。

資格証明書を被保険者証とみなす取り扱いは帰国者・接触者外来を受診したときに限られます (※新型コロナウイルス感染症以外の診療につきましては、10割負担となります。)

【帰国者・接触者相談センター】南部保健所(Tel: 098-889-6591)

【県相談窓口】Tel: 098-5-866-2129 ※24時間対応

【お問い合わせ先】南城市国保年金課(Tel: 098-917-5327)